

令和8年度

島牧村教育行政執行方針

島牧村教育委員会

令和 8 年度 教育行政執行方針

I はじめに

令和 8 年第 1 回村議会定例会の開催にあたり、教育委員会の所管する教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

少子化・高齢化の進行やグローバル化の進展、生成 A I などデジタル技術の発展、気候変動に伴う自然災害の激甚化などが相まって、社会環境が急速に変化し、将来の予測が困難な時代となっています。

次代を担う子どもたちには、大きく変化し続ける社会を生きていく中で、自らの良さや可能性を認識するとともに、全ての人を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていく資質・能力を育むことが、教育が果たすべき使命であります。

教育委員会といたしましては、引き続き、子どもたちの学びと教職員を支える教育環境の整備を進めるなど、教育行政を推進してまいります。

Ⅱ 施策の展開

次に、令和 8 年度の主要な施策について申し上げます。

1 学校教育の推進

学習指導要領では、子どもたちの「資質・能力の育成を着実に進めることが重要」と強調され、その際には、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に繋げていくことを求めています。

小・中学校ともに、ICTなどを活用した授業づくりを進めています。

(1) 確かな学力の育成

令和 7 年度の「全国学力・学習状況調査」は、小学校が「国語」「算数」「理科」、中学校が「国語」「数学」「理科」の 3 教科で行われましたが、小学校の「国語」を除き、各教科の平均正答率が全道、全国平均を上回りました。

各学校では学力向上に向けそれぞれ、個に応じた指導の充実を図るとともに、小学校では朝学習・放課後学習や長期休業期間の ICT 機器等を使った補充学習で、基本的な知識・技能の習得を図り、中学校では朝学習・放課後学習や長期休業期間の学習のサポートで、苦手教科の克服などに取り組んでいます。

これらに加え、家庭での学習習慣が少しずつ確立してきたことが、成果として表れているものと考えられます。継続した取り組みを進めてまいります。

また、成績向上にもつながる、英語検定、数学・算数検定、

漢字検定に係る検定料の補助を行います。

小・中学校が、義務教育9年間の教育活動を理解・共有し、「全国学力・学習状況調査」などの分析結果を踏まえ、連携しながら授業と学習の流れ、教科の系統性を踏まえた指導方法など、学習規律・指導過程の統一を図っています。

中学校教員の小学校への乗り入れ授業も、英語、理科、体育、音楽の教科で実施し、専門的な指導を受けることにより、児童の学習への興味関心や技能の向上に効果が出ています。

小・中学校の連携は、小中一貫教育として、義務教育を一貫して行う義務教育学校の導入に、繋がっていくものと考えます。

I C Tを活用した学びの充実についてであります。G I G Aスクール構想による一人一台タブレット端末で、インターネットやデジタル教材等を用いて、効率のよい活動と確かな情報収集を行うことにより、情報を主体的に収集・判断する力がついてきており、課題解決、個々の考えの共有、学びの蓄積など、子どもたちの思考力、判断力、表現力などが伸びてきています。

また、様々な研修を活用し、教員のI C T活用能力の向上に、引き続き取り組んでまいります。

特別支援教育につきましては、島牧村特別支援連携協議会を開催し、小・中学校、保育所、福祉課などと情報を共有し連携するなかで、一貫した指導、支援に向けた取り組みを続けてまいります。

また、令和6年度から小学校に開設している通級指導教室は、普通学級に在籍する学習面や生活面で個別の支援を要する児童に対して、障がいの特性に応じた指導を行っており、保護者か

らも評価をいただいております。

今後も、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ってまいります。

次に、寿都高校についてです。

寿都高校は毎年のように、国公立大学、医療系大学や看護学校等への合格者を出すなど、地域に欠かせない高校となっています。北海道高等学校遠隔授業配信センターから配信されるハイレベルな授業を受け、生徒の進路等のニーズに合った様々な学習を行い、札幌圏の高校に負けない高校となっています。

引き続き、各種模擬試験、資格取得検定などの受検経費の助成を行ってまいります。

(2) 豊かな人間性の育成

子どもたちには、基本的な倫理観や規範意識を身に付け、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

現代的な課題として、SNS上での誹謗中傷や、生徒が暴行・いじめ・わいせつ等の動画を投稿し、拡散する事件が増えており、教師や親が教室や家庭で気付かないところで起きています。

この様な現状を見ますと、義務教育9年間で道徳性、特に善悪の判断能力を養っていくことが、大変重要であると考えます。

指導方法の工夫・改善に努めながら、道徳科の時間を中心に教育活動全体を通じ、倫理観や規範意識、命の大切さ、思いやりや感謝の心など、道徳的諸価値の意義や大切さについて理解させる学習を進めてまいります。

いじめ対応につきましては、「島牧村いじめ防止基本方針」及び各学校が策定している「いじめ防止基本方針」を基に、ア

ンケート調査や教育相談などを行い、細かな情報共有を徹底し、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

(3) 健やかな体の育成

令和7年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ますと、小・中学校ともに、走力や持久力の改善が見られました。また、運動やスポーツを楽しんでいる子どもたちも増えていきます。

体育の授業をはじめ、日常的な運動の確保などで、基礎体力の向上に向け取り組んでいます。

今後とも、子どもたちの発達段階に応じた体力の向上、健康の確保に努めます。

食育についてですが、栄養教諭が中心となって、給食指導や教科指導を通じて、食事の重要性、食事の喜びや楽しさなどを理解させ、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することができるよう、食に関する指導を進めてまいります。

また、虫歯予防に係る「フッ化物洗口」につきましては、引き続き、希望者を対象に実施してまいります。

(4) 地域とともにある学校づくり

小・中学校では、ホームページや学校だより等により教育活動の情報を発信しています。

総合的な学習の時間で、島牧の自然や産業などの体験学習を通して、地域の方々と交流しながら、開かれた学校づくりを進めています。

また、学校運営協議会においても、小・中学校と地域が課題を共有し、連携・協働しながら、一体となった学校づくりを推

進めます。

防災教育についてです。

去年は、北海道が主催する「北海道防災総合訓練」が中学校などを会場に実施されました。参加した生徒たちは、避難所の運営などに改めて学びがあったようです。

本年度も、災害の発生を想定し、地震・津波マニュアルの点検、「1日防災学校」での避難場所や避難経路の確認、段ボールベッドの組立体験などの避難所運営学習を通じ、引き続き、防災意識の向上を図る防災教育を進めてまいります。

教職員の資質・能力の向上についてであります。

教員には、教育の専門家として、多様化する教育課題に対応できる専門的知識や指導力のアップを図り、確かな教育活動が遂行できるよう、資質能力の向上に取り組むことが求められています。

このため、校内研修をはじめ、後志教育研修センターや道立教育研究所の研修講座の受講促進、後志教育局と連携した島牧村スキルアップ研修会を開催するなど、教職員の資質・能力の向上を図ってまいります。

学校における働き方改革については、令和6年に策定した「島牧村立学校における働き方改革行動計画（第3期）」で、個々の目標と重点的に実施する取組を設定したところであり、時間外在校等時間は昨年度より減少してきています。引き続き、取組を推進します。

(5) 教育環境の整備

令和2年度及び令和5年度に、小・中学校の普通教室・特別

支援教室・保健室にエアコンを設置しましたが、職員室や特別教室等に設置されていないことから、子どもたちや教職員が安心して活動できる環境を確保するため、エアコンを設置します。

2 生涯学習の推進

(1) 社会教育の推進

村民誰もが、島牧に住んで良かったと実感するためには、社会教育の果たす役割は極めて重要です。

生涯を通して心身ともに健康で、心豊かな生活を支えるため、スポーツや多様な学習機会の提供等、活動を推進してまいります。

まず、「青少年教育」についてですが、次世代を担う青少年期は、「生きる力」や「豊かな人間性」を育むための重要な時期です。

様々な体験を通じて、創造性や協調性などを身に付け、健やかに成長させることが大切です。

地域の団体等の御支援、御協力をいただきながら、漁業や農業など地域の特性を生かし、自然や文化に理解を深める「ふるさと教室」を実施します。

また、児童の放課後の勉強・運動・レクリエーションを行うことで、子どもたちの健全な育成を目的として実施している「放課後児童クラブ」については、安全・安心な運営に努めてまいります。

「人材育成事業」につきましては、「むらづくり・人づくり講演会」は、ここ数年来場者が少ないことなどから、今後の方向性を検討するため、本年度は休止します。

「小学生国内視察研修」及び「中学生海外視察研修」につい

て実施します。

読書に親しむことは、言葉を学び、表現力を高め、豊かな情操を育む上で極めて重要です。

特に子どもたちにとっては、読解力や知識が身に付くといった学習面だけでなく、論理的な思考力や集中力など、これから生きて行くために必要な力が身に付けられます。日頃から読書に親しむことができるよう、学校での朝読書を推進します。

また、村の図書室に来ることが困難な村民の方々に読書の機会を提供するため、移動図書を実施してまいります。

(2) 芸術文化の振興

芸術文化は豊かな創造性を育み、私たちに感動や楽しさ、心の安らぎを生み、人々の生活に潤いと活力をもたらしていく上で不可欠なものです。

小・中学校における「芸術鑑賞事業」の実施や「文化祭」、「ふるさと演芸会」を開催し、村民の方々の芸術・文化に親しむ機会と活動を支援してまいります。

(3) スポーツの振興

村民の皆さんが健康で豊かな生活を送るためには、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会の充実を図ることが大切です。

「むらの運動会」、「パークゴルフ大会」、「ボッチャ大会」を開催し、健康づくり・体力づくりの向上に取り組みます。

また、スポーツ少年団・スポーツ団体の活動を支援してまいります。

Ⅲ むすび

以上、令和8年度に取り組む主要な施策について申し上げます。

近年、ウェルビーイングという言葉が再注目されています。

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含む概念を言います。

令和5年6月に文部科学省が策定した「教育振興基本計画(第4期)」では、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を掲げています。

教育委員会といたしましては、子どもたち一人一人のウェルビーイングの実現を目指すため、村理事者・教育関係者・関係団体等と一層の連携を図り、本村の教育を推進してまいります。

村民の皆様並びに村議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。